

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43861



四月二十八日閣議における新条約に関する
外務大臣説明案

(閣議では行けり)

三四 四二六 米保長

一 新条約に盛り込まれるべき内容については在京米大使との間に詳細意見の交換を進めて来たが、話し合は逐次具体化して条文化の段階に入つて来た。今の処、前文以下十ヶ条乃至十一ヶ条位の形に纏めるところを考へているが、その概要は以下述べる如くである。

二 前文においては、(一)兩國が政治的・経済的・各分野に亘り友好関係の緊密化を希望すること、(二)国連憲章の精神を尊重し国際平和の維持を旨とすること、(三)日本の安全を危ううすることとを希望すると共に極東の平和と安全に共通の関心を有すること、等の諸点を

極秘

つて新条約締結の決意を明らかにする。

三 本文冒頭の条項には、国連憲章の尊重、国際紛争の平和的解決、国連との協力等に関する条文、並びに政治、経済の分野における協力関係を謳う条文を置く。

四 米國が相手國に対する援助義務を約束する条約には自助及び相互援助の精神を謳う所謂「ヴァンデンバーグ」決議を体した条文を置くことが堅い原則となつてあり、米上院が固執する既成の字句が固つてゐる。他方此の点ばかりが固執法との関係で慎重なるを要するので、米大使とも種々話し合つた結果、次の如き字句を考へてゐる。(括弧内は米國の既成用語を示す。)

「締約國は、個別的に及び相互に協力して(單獨に及び共同し

て、継続的且効果的の自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力（個別的及び集團的能力）を維持し且發展させる。」

再 協定条項として次の如き表現を考へている。

「何れか一方の締約国の要請により、兩締約国は、この条約の実施に関して協議し、又日本国の安全又は極東における国際の平和と安全に対する脅威が生じたときはいつでも協議する。」
なお日本国の安全に対する脅威は、外部からの武力攻撃は勿論所謂間接侵略も当然脅威に他ならないから、間接侵略に就ても協議の対象となる。

※ 米国の援助義務に関する規定は条約の最も重要な規定であり、

又わが方からしても条約地域の決め方の問題として重視する所である。此の条項は、

「各締約国は、日本国の施政の下にある地域におけるいづれか一方の締約国に対する武力攻撃が自国の平和及び安全を危くするものと思ゆ、自国の憲法上の手續に従つて共通の危険に對処するよりに行動することを宣言する。」

と云ふ表現を考へている。

米國が援助義務を引受ける場合は相互援助の原則に立つことになつてゐるから、条約地域を日本の施政下にある地域と局限することとは極めてむづかしい問題であるが、日本の憲法問題や國民感情等に付米大使とも懇談した結果、米政府の最終的態度は分らな

我が、米大使としては前記の様な案で強の具申しよると言つてい
る。右の案によれば、沖縄小笠原は施政権回復と共に自動的に条
約地域に組み入れられることとなるが、なお同地域の潜在主権は別
途書簡か何かの形で確認を取付けたいと思つてゐる。

「共通の危険と認め、憲法手続に従つてこれに対処するより行
動する」と云ふ表現は、米國が援助義務を引受ける最も強い表現
である。

米軍の駐留に関する規定は次の如き形を考へてゐる。

「日本國の安全に寄与するため、並びに極東における國際の平
平和及び安全の維持につき同盟國が有する共通の関心を考慮
して、アメリカ合衆國は、その陸軍、空軍及び海軍による日本

國內の施設及び区域の使用を許与される。」

核兵器問題及び在日施設の作戦的使用の問題に就ては、

「合衆國軍隊の日本國における配備の重要な変更（同軍隊の
裝備の重要な変更を含む）、並びに日本防衛のため以外の作戦行
行動の基地としての施設及び区域の使用は、日本國政府との事
前の協議によつて行われなければならない。」

上の趣旨を交換公文によりはつきりさせたいと考へてゐる。

米、条約の期限は十年とし、十年を経過した後は一年の予告をもつ
て廃棄し得る形を考へてゐる。

一、以上は条約の主たる内容である。なお憲法の問題に付ては、

「条約の何れの規定も憲法上の規定に反する義務を課するものと

解されてはならぬ」との趣旨の規定を置くことを考へてゐる。
一 新条約に就ては概ね以上の様子を考へて更に話を進め、逐次各
条文を固めて行きたい所存である。